

大村市男女共同参画推進センターだより

# ハートパル

2019年  
6月  
205号

2019年度「男女共同参画週間」キャッチフレーズ

## 「男女共同参「学」「知る 学ぶ 考える 私の人生 私がつくる」

6月23日から29日までの1週間は、「男女共同参画週間」です。

今年度の「学」を通じて、男性も女性も、ひとりひとりが、多様なライフキャリアの形成と選択ができる社会の実現に向けたキャッチフレーズ募集で、応募総数 1,900 点の中から、浜口直樹さん（神奈川県）と梶浦公靖さん（東京都）の作品が最優秀作品として選ばれました。

詳しくは、内閣府ホームページをご覧ください。【<http://www.gender.go.jp/>】



## 2019 ハートパルまつり



6/29 土 ~ 6/30 日

10:00~15:00

会場：大村市男女共同参画推進センター  
(プラットおおむら1階・4階)

### 体験

- チェアエクササイズ
- バルーンアート
- 折り紙と七夕かざり
- 和紙染めでうちわ作り  
(要申込、定員 20 人、参加費 100 円)
- 花苗の寄せ植え体験と販売 (実費 350 円~)

### 演奏・披露

- マンドリン演奏
- リコーダー演奏
- フラダンス
- 民謡披露

### パネル展示

当センターの利用団体等による活動発表です。様々な取組や活躍をぜひご覧ください！

### 手づくり雑貨、パンや野菜等の展示・販売

- 大村市内障害者就労支援施設合同販売
- エコ石けんと手作りマイバック
- ママたちの手づくり雑貨

### 講座

- パソコンで“暑中見舞い”を作ってみよう  
(要申込、定員 15 人) ※PC 持ち込み可
- パソコンで“カレンダー”を作ってみよう  
(要申込、定員 15 人) ※PC 持ち込み可
- 絵本で考える自分らしさ~ジェンダーって何?~  
(要申込、定員 30 人)
- 諦めていたピアノを今チャレンジ!  
(要申込、定員 5 人) (当日参加可)
- 女性の生き方改革  
~女性市議に聞いてみよう、大村市の現状~
- ミニ手話講座

※駐車場の数に限りがあります。  
できるだけ公共交通機関をご利用ください。  
※託児(要申込)もあります。

☆お申込み・お問合せは、  
ハートパル (☎0957-54-8715) まで。  
※詳しくは、チラシやHPをご覧ください。



110年ぶりの「性犯罪に関する改正刑法」から

## 新設「監護者わいせつ罪」「監護者性交等罪」について考えてみましょう

「性犯罪に関する改正刑法」(平成29年7月13日施行)からまもなく2年。新設された「監護者わいせつ罪」「監護者性交等罪」は被害者を守るものになっているのでしょうか。

今年4月、実父からの長期に渡る性交の強要をめぐる裁判では、父親に対して無罪という判決には驚かされました。実父や義父などの生活を共にしている監護者から子どもに対するわいせつ行為や性交等の性被害は、密室という家庭の中で起こることが多く、表面化しにくいものです。そのため、被害者は、自分を責めたり、心身に不調をきたしたり、自分を大切にできなくなったりなどのダメージが深く、“魂の殺人”とも呼ばれています。

改正後、被害者や支援者からは実態を反映していないという声があり、2020年の見直しが期待されます。

### 「監護者わいせつ罪」「監護者性交等罪」

- 18歳未満の子供に対し、親など監護・保護する立場の人がわいせつな行為や性交等をした場合、暴行や脅迫がなくても処罰される。
- わいせつ行為は6か月以上10年以下の懲役、性行為は5年以上の有期懲役に処される。

### 「児童期における逆境的体験による心理的影響」

- ①自己尊重感の低下…「自分は大切な存在である」と実感を持って認識することが難しい。
- ②無力感…「抵抗しても無駄」、「逃げるなんてできない」などの無力感で拒絶の姿勢を示せない。
- ③境界線の曖昧さ…「どこまでがOKで、どこからがイヤ」がわからなくなり、繰り返し被害にあいやすい。
- ④他者との関係性づくりの難しさ
- ⑤感情の麻痺・解離…適切な判断や対処の不能

(出典:平成30年9月内閣府男女共同参画局調査から)

### 性暴力被害者支援 サポートながさき

性暴力(レイプ、わいせつ行為等)の被害にあわれた方の専門サポート機関です。専門の女性相談員が、心とからだを守るための支援をおこないます。相談は無料、秘密は厳守します。

#### 性暴力被害相談専用ホットライン

 **095-895-8856**

相談受付 9時30分~17時  
(土・日・祝日、年末年始を除く)



### 女性のための相談室

 **0957-54-8715**

電話・面接相談 (できれば事前にお電話を)  
月曜~金曜 9時~17時

### 「男女共同参画出前講座」の案内

男女いきいき推進課では、男女共同参画基礎講座をはじめ、子育て、ワーク・ライフ・バランス、ドメスティック・バイオレンス、健康などの講座を無料でおこなっています。会の勉強会などにお気軽にご利用ください。問合せや申し込みは、下記の男女共同参画推進センターまで。講師は花かんらの会。

(※この事業は、男女共同参画に関する啓発活動団体の花かんらの会に委託しています。)

### 女性の権利110番~弁護士による1日だけの無料相談

実施日: 令和元年6月27日(木)11時~15時

場所: 長崎県弁護士会(長崎市栄町1-25)

電話相談: ☎ 095-824-0052

※面談相談は事前予約制(☎ 095-824-3903)



### 【連絡先・問合せ先】

大村市男女共同参画推進センター「ハートパル」

〒856-0832

大村市本町458番地2 プラットおおむら4階(旧浜屋ビル)

TEL: 0957-54-8715 FAX: 0957-54-8700

Eメール: danjyo-s@city.omura.nagasaki.jp

[利用時間: 9時~22時 問合せ時間: 8時30分~17時30分]

